

県産品の定義

- 1 福井県の林業・木材産業に係るもの
県内で生産・加工された木材、木製品など
- 2 福井県の地域産業に係るもの
 - ・ 繊維
 - ・ 眼鏡
 - ・ 窯業、土石
 - ・ 家具、建具 など
- 3 福井県の伝統的工芸品産業に係るもの（6品目）
 - ・ 越前漆器
 - ・ 越前和紙
 - ・ 若狭めのう細工
 - ・ 若狭塗
 - ・ 越前打刃物
 - ・ 越前焼
- 4 福井県の郷土工芸品産業に係るもの（24品目）
 - ・ 越前美化木
 - ・ 若狭和紙
 - ・ 越前鬼瓦
 - ・ 手打ちそば作り用具
 - ・ よもぎ草染
 - ・ 春江木芸
 - ・ 越前和蠟燭
 - ・ 銀杏材木工品
 - ・ 越前竹人形
 - ・ 三国箆筒
 - ・ 名田庄木工品
 - ・ 武生桐箆筒
 - ・ 武生唐木工芸
 - ・ 越前水引工芸
 - ・ 若狭パール
 - ・ うるしダルマ
 - ・ 三国仏壇
 - ・ 越前指物
 - ・ 武生唐木指物
 - ・ 丸岡神具
 - ・ 鯖江木彫
 - ・ 油団
 - ・ 福井仏壇
 - ・ 越前ノ縄
- 5 福井県の農水産加工・食品製造産業に係るもの
 - ・ 県内で加工、製造された農水産加工物、食品など
- 6 その他県の施策、技術協力に係るもの
 - ・ 蓄光性セラミックスなど
 - ・ 設備関連製品など

県産品の定義の解釈・運用について

- 1 福井県の林業・木材産業に係るもの
 - ・ 県内で生産・加工された木材、木製品など
県内産の木材を原則とする。
- 2 福井県の地域産業に係るもの
 - ・ 次の要件をすべて満たすもの
 - ① 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品等であること。
または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - ② 前号に該当することが判別できるものであること。

※ 疑義がある場合は、県と協議すること。